

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第2部門第5区分  
 【発行日】平成24年3月22日(2012.3.22)

【公開番号】特開2010-208529(P2010-208529A)  
 【公開日】平成22年9月24日(2010.9.24)  
 【年通号数】公開・登録公報2010-038  
 【出願番号】特願2009-57626(P2009-57626)  
 【国際特許分類】

**B 6 0 K 15/04 (2006.01)**

**H 0 1 R 13/64 (2006.01)**

**B 6 0 L 11/18 (2006.01)**

【F I】

B 6 0 K 15/04 Z

H 0 1 R 13/64 Z

B 6 0 L 11/18 G

【手続補正書】

【提出日】平成24年2月2日(2012.2.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

供給された燃料により発電する発電装置と、電気の充電及び放電を行う蓄電装置と、前記発電装置から供給される電力及び前記蓄電装置から放電される電力により駆動される電動機とを備える電動車両であって、

車体の一面には、燃料供給口及び前記電気を供給する電気供給口が、互いに隣接し且つ外方に向かって設けられるとともに、

前記燃料供給口に接続される燃料供給コネクタの中心軸と、前記電気供給口に接続される電気供給コネクタの中心軸とは、互いに交差し且つ前記燃料供給コネクタと前記電気供給コネクタとが互いに干渉していずれか一方のみの接続を許容する位置に設定されることを特徴とする電動車両。

【請求項2】

請求項1記載の電動車両において、前記車体の一面には、互いに交差する方向に延在する第1及び第2面が設けられ、

前記第1面に前記燃料供給口が形成される一方、前記第2面に前記電気供給口が形成されることを特徴とする電動車両。

【請求項3】

請求項1又は2記載の電動車両において、前記燃料供給口と前記電気供給口とを選択的に開放する蓋部材を備え、

前記蓋部材は、前記燃料供給口を開放する際、前記電気供給口に前記電気供給コネクタが接続されることを規制する一方、

前記電気供給口を開放する際、前記燃料供給口に前記燃料供給コネクタが接続されることを規制することを特徴とする電動車両。

【請求項4】

電気の充電及び放電を行う蓄電装置と、前記蓄電装置から放電される電力により駆動される電動機とを備え、外部より第1供給口を介して前記蓄電装置に充電を行う電動車両で

あって、

車体の一面には、前記第 1 供給口と隣接するように前記第 1 供給口とは別の第 2 供給口が外方に向かって設けられおり、

前記第 1 供給口に接続されるコネクタの中心軸が、前記第 2 供給口に接続される別のコネクタの中心軸に対して交差し、且つ、前記コネクタが前記別のコネクタと互いに干渉する位置になるように前記第 1 供給口の位置が設定され、いずれか一方のコネクタのみの接続を許容することを特徴とする電動車両。